

滋賀DC観光コンテンツ創出事業事務局運営業務 委託仕様書

1 目的

物価高騰の影響を受けている県内観光事業者の収益強化を図るため、滋賀デスティネーションキャンペーン（以下、「滋賀DC」という。）を契機に観光コンテンツの創出等に取り組む県内観光事業者等に対して、予算の範囲内でその創出等に係る経費の一部に対し補助金を交付するにあたり、募集の広報や申請書類の受付、審査、問い合わせ対応、補助金の給付、実績報告の整理等の事務局運営業務を委託し、迅速かつ的確に処理することを目的とする。

2 業務の名称

滋賀DC観光コンテンツ創出事業事務局運営業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務概要

委託者が、滋賀DCを契機に観光コンテンツの創出等に取り組む県内観光事業者等に対して、予算の範囲内でその創出等に係る経費の一部に対し補助金を交付するにあたり、滋賀DC観光コンテンツ創出事業事務局（以下、「事務局」という。）は、事業の募集の広報や申請書類の受付、審査、問い合わせ対応、補助金の給付、実績報告の整理等を行う。

補助金については、滋賀県補助金等交付規則（昭和滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）の規定によるほか、今後委託者が定める「滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金交付要綱」等によるところとし、現時点の交付要綱案を別紙のとおり示す。

※補助金予算額最大50,000,000円の範囲内で事業の採択を行う。

（1）補助対象者

- ア 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有するもの
- イ 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等、県内において事業を行う者
- ウ 県内観光協会
- エ その他委託者が特に認める者

(2) 補助対象事業

補助対象事業および補助対象経費は下記の通りとする。

補助対象事業	補助対象経費
<p>①滋賀DCを契機とする観光コンテンツの新規創出・磨き上げのうち、以下のいずれかに該当するもので、滋賀県内の観光消費の拡大に寄与するもの（ただし、単にイベント等の開催時期・場所を変更するもの等実質的に既存コンテンツと同一と認められるものは除く。また、事業実施期間中に一般向けに提供するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝型・夜型または滞在型のコンテンツで滋賀県内での宿泊につながるもの ・近隣府県と連携して誘客を図るもの ・二次交通（湖上交通、自転車、特殊な交通手段含む。）と組み合わせて提供するもの ・その他滋賀DCでの誘客のために重要なコンテンツとして委託者が特に認めるもの 	<p>左記事業に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光コンテンツ、旅行商品の企画開発費 ・専門家からの意見聴取に係る経費 ・モニターツアーの開催費 ・効果測定に必要な調査費 ・当該コンテンツの提供に要する追加経費（臨時雇用に係る人件費、会場費、備品購入費等）
<p>②滋賀DCを契機とする特色あるお土産やご当地グルメの新規開発（包装のみのデザイン刷新を含む。）</p>	<p>左記事業に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お土産、ご当地グルメ、包装デザインの企画開発費 ・専門家からの意見聴取に係る経費 ・モニター調査費 ・新規開発に必要な備品の購入費 ・効果測定に必要な調査費

※以下の経費は補助対象経費から除く。

- ・建物、設備等のハード整備に係る経費
- ・本事業に直接関係のない経費
- ・交付決定前に発生した経費
- ・事業実施期間終了後（令和9年1月16日以降）に支払いが行われる経費
- ・補助対象事業者における経常的経費（運営に係る人件費および旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費ならびに通信料、事務用品等）
- ・補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費
- ・会議等開催における食糧費

(3) 補助率および補助額

・補助率

補助対象経費の2分の1

・補助上限額

1事業者当たり100万円

(4) 交付申請期間（予定）

令和8年4月中旬頃～令和8年5月中旬頃

※具体的な日程は、今後決定する。

※上記期間の申請に対する交付決定を行ってなお補助金予算が残余する場合は、令和8年7月頃に第2期の公募を行う。

(5) 交付決定時期

令和8年6月上旬見込み

※第2期公募分については、令和8年8月下旬見込み

(6) 事業実施期間（予定）

交付決定～令和9年1月15日（金）

(7) 補助金精算期限（最終）

令和9年2月19日（金）まで

(8) 補助金支払までの手続の流れ

事業者は、補助金交付申請書、補助事業計画書および算定根拠となった見積書その他必要書類を添付し、事務局に提出する。

事務局は、提出を受けた書類について形式および実質審査を行い、結果を委託者に報告する。委託者は、審査結果を確認し、補助対象事業として適切と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定を行い、事務局を經由し通知する。

事業完了後、事務局は、補助対象事業者から提出される実績報告書についての審査を実施し、審査結果を委託者に報告する。委託者は、審査結果を確認し、補助対象事業として適切と認めるときは、補助金の額の確定を行い事務局を經由し通知する。事務局は補助金を支払う。

5 委託業務の内容

(1) 事務局の設置運営

- ・申請の受付開始（令和8年4月中旬頃）までに、本業務を実施する事務局を設置し、事業者から提出された申請書類の受付や、記載内容および添付書類等について、十分な審査を行うことができる体制を整えること。
- ・人員配置に当たっては、事務局運営業務内容全般を統括する業務統括責任者1名を置くこと。また、観光コンテンツやお土産品等の開発に関し十分な知見を有するスタッフを配置すること。
- ・必要となる会場・備品（消耗品を除く）の調達については、リース又はレンタルで対応し、費用は受託者負担とする。

(2) 申請書類の受付・審査等

ア 申請書類の受付および審査

- ・申請書類について、添付書類、記載内容チェックリスト（任意様式）を使用し、申請内容、添付書類の形式審査を実施すること。
- ・提出のあった事業について、本県の観光消費の拡大に寄与するか等の観点で実質審査を実施すること。
- ・交付申請額総額が補助金予算額上限を超えた場合は、予算内に収まるよう上記観点により申請事業の採択可否の判断を行うこと。
- ・形式審査の結果、申請書類に不備がある場合は、各事業者に対し、修正や再提出依頼等の連絡調整を行うこと。
- ・申請に関する台帳（申請者の氏名、住所、申請日、申請金額、申請内容、交付決定額、補助金支払額、振込日等を記録。以下「台帳」という。）を作成すること。
- ・申請の審査について疑義が生じた場合は、委託者と協議の上で対応すること。

イ 申請状況の報告および予算進捗管理

- ・申請状況を適宜委託者へ報告するとともに、補助金予算の適切な執行管理に努めること。

ウ 交付決定通知書等の送付

- ・補助金の交付決定があった場合、交付決定通知書等を申請者に送付すること。

エ 実績報告書類の審査

- ・実績報告書類について、書類の不足や記入不足がないか確認を行うこと。
- ・報告書類と証明書類を照らし合わせ、内容に誤りがないか確認を行うこと。

オ 確定通知書の送付

- ・補助金の額の確定があった場合は、確定通知書を申請者に送付すること。

カ 補助金の支払い

- ・補助金の額の確定があった場合は、補助金を支払うこと。支払期日等は交付要綱で定

めるところによる。

キ 不正受給防止の措置

- ・審査時に、申請書類の内容および台帳に基づき、重複した申請がないかを確認すること。
- ・不正受給の疑いがあると認められた場合には、速やかに委託者に報告すること。
- ・その他、必要な不正受給防止の措置を講じること。

(3) 事業者からの問合せ対応

- ・電子メール等により事業者からの問い合わせに対応できる体制を構築すること。
- ・事業者からの、制度内容、申請方法、添付書類、書類不備の修正方法等の問い合わせに対して、丁寧に対応すること。
- ・事務局開設期間中は、事業者からの問い合わせに対応するため、専用のメールアドレスを取得すること。
- ・問い合わせ内容で疑義が生じた場合は、委託者との協議の上で対応すること。

(4) 広報・啓発業務等

- ・委託者が行う周知のほか、広く県内の事業者にも周知・広報を行うこと。また、委託者が行う広報・啓発業務に協力すること。
- ・制度の周知・広報のため事業者を対象とした制度の説明会を行うこと。
- ・制度を案内するチラシを制作し、配布すること。なお、チラシの仕様は以下の通りとする。

【仕様】

- ・紙質 コート紙 70kg 以上
- ・サイズ A4 両面
- ・カラー 4色フルカラー
- ・部数 10,000 枚以上
- ・納品先 県内 60カ所程度

※委託者から別途配送先リストを提供する。

6 成果品の提出

成果品については、次のとおり作成し委託者に提出すること。

(1) 内容

- ア チラシ
- イ 実施結果報告書（申請・採択状況等レポートを含む）
- ウ 事業費精算書
- エ その他本業務の実施に係る資料 一式

(2) 納入時期

- ア 事業公募開始まで
- イ～エ 委託業務終了時

(3) 納入場所

- ア 別途指定
- イ～エ 滋賀県シガリズム・DESTINATIONキャンペーン推進協議会事務局
〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目1番1号（滋賀県庁東館4階／観光振興局内）
E-mail：dc2027@pref.shiga.lg.jp

(4) 納入方法および部数

- ア 紙媒体（10,000枚）および電子データ
- イ～エ 紙媒体（2部）および電子データ

※電子データはメディア（CDまたはDVD）に記録し提出すること。なお、各ファイルには内容が判別できるファイル名を付与し、ウイルスチェックを行うこととする。

7 補助原資について

- (1) 委託料とは別に補助金原資は最大50,000,000円とし、委託者は執行状況に応じこれを受託者が準備する専用の口座に振り込むこととする。
- (2) すべての業務を完了するまで、委託者から振込まれた補助金原資を専用の口座において適切に管理することとし、受託者の補助金支払い以外への流用は一切禁じる。
- (3) 本業務終了後、委託者から支払を受けた補助金原資に残額が生じた場合は、委託者に返納すること。
- (4) 委託者から支払を受けた補助金原資に関し預金利子が生じた場合は、当該預金利子に相当する額を委託者に返還すること。

8 業務遂行体制等

- (1) 打ち合わせの実施および出席
当業務に関わる打ち合わせを随時実施し、責任者等が出席すること。（オンライン可）
- (2) 業務遂行体制の構築・報告
本委託業務の開始時に、本委託業務の責任者および業務を実施する者全員の名前や担当名等を記載した体制図を委託者に提出すること。

9 その他

- (1) 受託業務の推進上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要のある場合には、予めその趣旨を委託者に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (2) 受託者は、受託業務の執行に関し、本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、遅滞な

- く委託者に連絡し、指示を受けるものとする。
- (3) 受託業の開始時期および終了時期ならびに受託期間内において、委託者または受託者が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。
- (4) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、滋賀県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (6) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否および返却等については委託者の指示に従うこと。
- (7) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (8) 委託契約の締結
- ① 契約に関する事務は委託者で行う。
 - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ③ 契約条項は、委託者において示す。
- (9) 契約の解除
- ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部または全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部または全額の返還を求める場合がある。
 - ② 上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償または違約金を求める場合がある。
- (10) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。
- (11) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。
- (12) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工および二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。
- なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

- (13) 受託者は、本業務を第三者に委託または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (14) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。

滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下、「推進協議会」という。）が実施する補助金の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下、規則という。）を準用するほか、この要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 推進協議会は、物価高騰の影響を受けている県内観光事業者の収益強化を図るため、滋賀デスティネーションキャンペーン（以下、「滋賀DC」という。）の好機を捉えた観光コンテンツの創出を促進することを目的として、滋賀DCを契機に観光コンテンツの創出等に取り組む県内観光事業者等に対して、予算の範囲内で開発経費の一部に対し補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、県内中小企業者等とする。ただし、以下に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国、滋賀県および市町（共済組合を含む。）が所有、管理または運営する施設（指定管理は除く。）
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ ①～⑤のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者
- (4) その他の県または国の補助金等を受けて当事業を実施する者
- (5) その他、補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

2 前項における「県内中小企業等」とは、次の各号のいずれかに該当し、既に事業を営んでいる者をいう。

- (1) 中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有するもの
- (2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等、県内において事業を行う者
- (3) 県内観光協会
- (4) その他推進協議会が特に認める者

(補助対象事業および対象経費)

第4条 この補助金の補助対象事業および対象経費は、別表1に定めるところによる。

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額の算定にあたっては、補助率および補助上限額は別表2に定めるところによる。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる事業は、交付決定日から令和9年1月15日(金)までに実施する事業とする。

2 前項の場合において、事業の開始は事業の取組に着手した日とし、事業の完了は事業にかかる経費の精算完了日とする。

(交付申請)

第7条 補助金の申請をしようとする者は、申請しようとするコンテンツごとに、滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金交付申請書(第1号様式)を同様式で定める書類を添えて、別に定める日までに滋賀DC観光コンテンツ創出事業事務局(以下、「事務局」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 事務局は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査する。

- 2 推進協議会は、前項の審査結果を確認し、補助対象事業として適切と認めるときは、別表1に規定する補助対象経費のうち、必要かつ適切と認める経費について、予算の範囲内において補助金の交付の決定を行い、事務局を経由し通知する。

(変更の申請)

第9条 交付決定の通知を受けた後にその内容を変更、中止または廃止しようとするときは、直ちに次の書類を事務局に提出し、推進協議会の承認を受けなければならない。ただし、ただし、事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。

- (1) 滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）
(2) 事業変更計画書（第2号様式（別紙）） ※変更の場合のみ

- 2 推進協議会は、前項の変更等の承認に当たっては、事務局が申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助対象事業者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内

にその旨を記載した書面を事務局に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 推進協議会は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助対象事業者に対し、当補助金に係る交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
(2) 第3条第1項の要件を満たさなくなったとき。
(3) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令等またはこれに基づく滋賀県知事の処分に違反したとき。
(4) 補助金の他の用途への使用をしたとき。
(5) 前4号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく指示等に違反したときまたは、善良な管理者の注意を怠ったとき。

- 2 推進協議会は、前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から30日を経過した日、または令和9年1月20日(水)のいずれか早い日までに滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金事業報告書(第3号様式)を同様式で定める書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

- 2 第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 事務局は、補助対象事業者から前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行う。

- 2 推進協議会は、前項の審査および調査等の結果を確認し、実績報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、事務局が当該報告書等を受け取った日から30日以内に補助金の額の確定を行い、事務局を経由し通知するものとする。

- 3 事務局は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、額の確定日の翌月末、または令和9年2月19日(金)のいずれか早い日までに補助金を支払う。

(補助金の経理)

第14条 補助対象事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、第4号様式により速やかに事務局に報告しなければならない。

- 2 推進協議会は、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全額または一部の返還を命ずる。

(補助対象事業におけるデータ等の提供)

第16条 補助対象事業者は、事務局が、第2条の規定による目的に必要な範囲内において、データ等の提供を求め、または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(財産の処分制限)

第17条 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間において、補助対象事業に係る取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、あらかじめ推進協議会の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助対象事業者は、前項ただし書の規定による承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第5号様式）を推進協議会に提出しなければならない。
- 3 推進協議会は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、提出があった日から30日以内に通知するものとする。
- 4 推進協議会は、第1項ただし書の規定による承認を受けた補助対象事業者に対し、当該承認に係る処分制限財産の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を推進協議会に納付させることができる。

(補助対象事業の公表)

第18条 滋賀県および推進協議会は、必要と認めるときは、補助対象事業者の名称、代表者名および補助対象事業の内容等について公表することができる。

(その他)

第19条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の運用に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年●月●日から施行する。

(別表1) 補助対象事業および補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
<p>①滋賀DCを契機とする観光コンテンツの新規創出・磨き上げのうち、以下のいずれかに該当するもので、滋賀県内の観光消費の拡大に寄与するもの（ただし、単にイベント等の開催時期・場所を変更するもの等実質的に既存コンテンツと同一と認められるものは除く。また、事業実施期間中に一般向けに提供するものに限る。）</p> <p>ア 朝型・夜型または滞在型のコンテンツで滋賀県内での宿泊につながるもの</p> <p>イ 近隣府県と連携して誘客を図るもの</p> <p>ウ 二次交通（湖上交通、自転車、特殊な交通手段含む。）と組み合わせて提供するもの</p> <p>エ その他滋賀DCでの誘客のために重要なコンテンツとして推進協議会が特に認めるもの</p>	<p>左記事業に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光コンテンツ、旅行商品の企画開発費 ・専門家からの意見聴取に係る経費 ・モニターツアーの開催費 ・効果測定に必要な調査費 ・当該コンテンツの提供に要する追加経費（臨時雇用に係る人件費、会場費、備品購入費等）
<p>②滋賀DCを契機とする特色あるお土産やご当地グルメの新規開発（包装のみのデザイン刷新を含む。）</p>	<p>左記事業に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お土産、ご当地グルメ、包装デザインの企画開発費 ・専門家からの意見聴取に係る経費 ・モニター調査費 ・新規開発に必要な備品の購入費 ・効果測定に必要な調査費

※以下の経費は補助対象経費から除く。

- ・建物、設備等のハード整備に係る経費
- ・本事業に直接関係のない経費
- ・交付決定前に発生した経費
- ・事業実施期間終了後（令和9年1月16日以降）に支払いが行われる経費
- ・補助対象事業者における経常的経費（運営に係る人件費および旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費ならびに通信料、事務用品等）
- ・補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費
- ・会議等開催における食糧費

令和8年2月19日時点案

(別表2) 補助率および補助上限額

補助率	補助上限額
1/2	1事業者当たり 1,000千円

※1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第1号様式(第7条関係)

番 号
年 月 日

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会
会長 三日月 大造 宛

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
発 行 責 任 者 氏 名
担 当 者 氏 名・連 絡 先

滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金交付申請書

下記のとおり滋賀DC観光コンテンツ創出事業を実施したいので、滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金を交付して下さるよう申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の目的および内容(別紙事業計画書のとおり)
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 添付書類
暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙誓約書)
事業費の算定根拠となる資料(見積書等)
〇〇

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第1号様式の別紙1

滋賀DC観光コンテンツ創出事業計画書

整理番号		(太線内は記入しないでください)	提出年月日	年 月 日
事業者名				
所在地				
代表者氏名		連絡責任者 役職・氏名	(代表者と異なる場合は、記載してください。)	
連絡先	(メールアドレス、電話番号を記入してください)			
県内中小企業者の場合は、次の ①～③を記入してください。		①業種	(サービス業、旅館業等)	
②資本金または 出資の総額	(個人事業主の方は記載不要)	③常時使用する 従業員数	円	人

1 事業計画の概要

補助対象 事業	(該当するものを丸で囲んでください。)	(左記で①を選択した場合、交付要綱別表1の①欄に記載の事業内容ア～エのうち、該当する記号を全て記載してください。)		
	①コンテンツ新規創出・磨き上げ ②お土産等の開発			
事業名				
事業期間	(事業終期は、本事業に係る経費の精算完了予定日としてください) 年 月 日 ~ 年 月 日			
事業目標	(事業の目標達成度を把握するための指標名および数値を記載してください。(例:来場者数前年度同月比10%増加))			
事業内容	(活用する地域資源や想定されるターゲットなどを記載してください。)			
事業費		記載例	予定額	
	事業費総額(a)※1	2,000,000円		
	事業に係る収入額(b)※1	501,000円		
	対象額(c=a-b)	1,499,000円		
	c×1/2(d)	749,500円		
補助金交付申請額※2 (dを1,000円未満切捨て。上限1,000,000円)		749,000円		

※1算定根拠となる資料(見積書等で費用の内訳を確認できるもの。)を添付して下さい

※2消費税仕入れ控除税額がある場合は、これを減額して申請して下さい

2 事業内容の詳細(コンテンツ新規創出・磨き上げの場合)

(1)実施事業が交付要綱別表1の①欄ア～エいずれかにどのように繋がるか。

(2)滋賀県内の観光消費の拡大にどう繋がるか具体的な数値により記載。

(例:本コンテンツにより○人の宿泊者増加が見込まれ、 $\text{○人} \times 21,098\text{円}$ (=R6滋賀県観光入込客数統計調査による宿泊の観光消費額単価)=▲▲円の観光消費の拡大につながる。)

(3)スケジュール

(例:○年○月○日 モニターツアー

:○年○月○日 観光コンテンツ販売開始)

(4)事業を実施するに当たり、滋賀デスティネーションキャンペーンとどのような連携を想定しているか

(例:全国宣伝販売促進会議でのPR)

(5)本補助事業活用後の展開

(例:DC 企画として期間限定で実施したイベントを定期開催させる)

2 事業内容の詳細(お土産やご当地グルメの新規開発の場合)

(1)新規開発の内容。

(2)スケジュール

(例:○年○月○日 試食会

:○年○月○日 販売開始)

(3)事業を実施するに当たり、滋賀デスティネーションキャンペーンとどのような連携を想定しているか
(例:全国宣伝販売促進会議でのPR)

(4)本補助事業活用後の展開

(例:滋賀 DC を契機に開発した商品の通年販売を実施する)

第2号様式(第9条関係)

番 号
年 月 日

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会
会長 三日月 大造 宛

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
発 行 責 任 者 氏 名
担 当 者 氏 名・連 絡 先

滋賀DC観光コンテンツ創出事業変更(中止・廃止)承認申請書

下記により福滋賀DC観光コンテンツ創出事業の事業計画を変更(中止・廃止)したいので、滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の交付決定年月日および金額
- 3 変更(中止・廃止)の理由
- 4 変更(中止・廃止)の内容

注1 変更の場合は事業変更計画書を添付のこと。

注2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第2号様式の別紙1

滋賀DC観光コンテンツ創出事業変更計画書

整理番号	(太線内は記入しないでください)	提出年月日	年 月 日
事業者名			
所在地			
代表者氏名		連絡責任者 役職・氏名	(代表者と異なる場合は、記載してください。)
連絡先	(メールアドレス、電話番号を記入してください)		
県内中小企業者の場合は、次の ①～③を記入してください。		①業種	(サービス業、旅館業等)
②資本金または 出資の総額	(個人事業主の方は記載不要)	③常時使用する 従業員数	人

1 事業計画の概要

補助対象 事業	(該当するものを丸で囲んでください。)	(左記で①を選択した場合、交付要綱別表1の①欄に記載の事業内容ア～エのうち、該当する記号を全て記載してください。)	
	①コンテンツ新規創出・磨き上げ ②お土産等の開発		
事業名			
事業期間	(事業終期は、本事業に係る経費の精算完了予定日としてください) 年 月 日 ~ 年 月 日		
事業目標	(事業の目標達成度を把握するための指標名および数値を記載してください。(例:来場者数前年度同月比10%増加))		
事業内容	(活用する地域資源や想定されるターゲットなどを記載してください。)		
事業費		記載例	予定額
	事業費総額(a)※1	2,000,000円	
	事業に係る収入額(b)※1	501,000円	
	対象額(c=a-b)	1,499,000円	
	c×1/2(d)	749,500円	
補助金交付申請額※2 (dを1,000円未満切捨て。上限1,000,000円)		749,000円	

※1算定根拠となる資料(見積書等で費用の内訳を確認できるもの。)を添付して下さい

※2消費税仕入れ控除税額がある場合は、これを減額して申請して下さい

2 事業内容の詳細(コンテンツ新規創出・磨き上げの場合)

(1)実施事業が交付要綱別表1の①欄ア～エいずれかにどのように繋がるか。

(2)滋賀県内の観光消費の拡大にどう繋がるか具体的な数値により記載。

(例:本コンテンツにより○人の宿泊者増加が見込まれ、○人×21,098円(=R6滋賀県観光入込客数統計調査による宿泊の観光消費額単価)=▲▲円の観光消費の拡大につながる。)

(3)スケジュール

(例:○年○月○日 モニターツアー

:○年○月○日 観光コンテンツ販売開始)

(4)事業を実施するに当たり、滋賀デスティネーションキャンペーンとどのような連携を想定しているか
(例:全国宣伝販売促進会議でのPR)

(5)本補助事業活用後の展開

(例:DC 企画として期間限定で実施したイベントを定期開催させる)

2 事業内容の詳細(お土産やご当地グルメの新規開発の場合)

(1)新規開発の内容。

(2)スケジュール

(例:○年○月○日 試食会
:○年○月○日 販売開始)

(3)事業を実施するに当たり、滋賀デスティネーションキャンペーンとどのような連携を想定しているか
(例:全国宣伝販売促進会議でのPR)

(4)本補助事業活用後の展開

(例:滋賀 DC を契機に開発した商品の通年販売を実施する)

番 号
年 月 日

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会
会長 三日月 大造 宛

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
発 行 責 任 者 氏 名
担 当 者 氏 名・連 絡 先

滋賀DC観光コンテンツ創出事業実績報告書

下記のとおり滋賀DC観光コンテンツ創出事業を実施したので、滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金交付要綱第12条第1項の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業名

2 補助金請求額 金 円

※第3号様式別紙1の請求額と齟齬がないようにしてください

振込先

金融機関 銀行 本・支店
口座種別 (普通・当座) 口座番号
口座名義

4 事業内容 (別紙事業実績書のとおり)

5 添付書類
事業費の根拠となる資料(領収書等)

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

滋賀DC観光コンテンツ創出事業実績書

整理番号		(太線内は記入しないでください)	提出年月日	年 月 日
事業者名				
所在地				
代表者氏名		連絡責任者 役職・氏名	(代表者と異なる場合は、記載してください。)	
連絡先	(メールアドレス、電話番号を記入してください)			
県内中小企業者の場合は、次の ①～③を記入してください。		①業種	(サービス業、旅館業等)	
②資本金または 出資の総額	(個人事業主の方は記載不要)	③常時使用する 従業員数		人
		円		

1 事業の概要

補助対象 事業	(該当するものを丸で囲んでください。)	(左記で①を選択した場合、交付要綱別表1の①欄に記載の事業内容ア～エのうち、該当する記号を全て記載してください。)		
	①コンテンツ新規創出・磨き上げ ②お土産等の開発			
事業名				
事業期間	(事業終期は、本事業に係る経費の精算完了日としてください) 年 月 日 ～ 年 月 日			
事業内容	(活用する地域資源や想定されるターゲットなどを記載してください。)			
事業費		記載例	実施額	
	事業費総額(a)※1	2,000,000円		
	事業に係る収入額(b)※1	501,000円		
	対象額(c=a-b)	1,499,000円		
	c×1/2(d)	749,500円		
	補助金交付請求額※2 (dを1,000円未満切捨て。上限1,000,000円)	749,000円		

※1算定根拠となる資料(領収書等で費用の内訳を確認できるもの。)を添付して下さい

※2消費税仕入れ控除税額がある場合は、これを減額して申請して下さい

2 事業実施の成果

事業目標	(第1号様式または第2号様式の別紙1滋賀DC観光コンテンツ創出事業計画(変更計画)書に記載した内容)
事業効果	(事業の実施によって、どのような効果があったと考えていますか。)

3 目標達成のための課題等

(目標達成のための課題は何ですか。課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。)

第4号様式(第15条第1項関係)

番 号
年 月 日

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会
会長 三日月 大造 宛

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
発 行 責 任 者 氏 名
担 当 者 氏 名・連 絡 先

滋賀DC観光コンテンツ創出事業仕入れに係る消費税相当額報告書

年 月 日付けで交付決定のあったこの事業について、滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金
交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記により報告します。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した 仕入れに係る消費税相当額(A)	円
消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税相当額(B)	円
補助金返還相当額(B) - (A)	円

注1 参考となる資料を添付すること。

注2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第5号様式(第17条第2項関係)

令和 年 月 日

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会
会長 三日月 大造 宛

所 在 地
事 業 者 氏 名
代 表 者 氏 名
発 行 責 任 者 氏 名
担 当 者 氏 名・連 絡 先

取得財産の処分承認申請書

滋賀 DC コンテンツ創出事業補助金により取得した財産の処分をしたいので、滋賀 DC コンテンツ創出事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により承認を申請します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 処分する財産名およびその数量
- 3 処分内容および処分予定日
- 4 処分理由

(別紙誓約書)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

(宛先)

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会
会長 三日月 大造

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)
氏 名 _____ 印

[代表者の生年月日・性別]

生 年 月 日 (大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)